

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成 29 年度 第 2 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 18 日 (日) 10:00~12:00

2. 会 場 ホテルリブマックス千葉美浜 2 階会議室

3. 出席者 会 長 渋沢
副会長 奥野、大浦
事務局長 岡本(武)
会員理事 (総務委員会・企画部会) 樽林
(総務委員会・広報部会) 山口(利)
(研修委員会) 浅見
(ばあとなあ委員会) 小川、鈴木
(司法福祉委員会) 川上
(災害対策委員会) 常陸谷
外部理事 池亀、山下、田中、近藤
監 事 山口(定)、岡本(崇)

4. 議 題

- (1) 会長と三役会からの報告
(2) 各委員会報告事項に対する質疑
(事前資料によりご確認ください)
(3) 議事
①松戸事業の人員配置について
②就任理事取り下げについて
第 1 回理事会承認、就任 1 名について、役員選出規則第 3 号 3 条 2 項により取り下げ
を承認いただきたい。
③千葉県社会福祉士会選挙管理委員会の公募について
平成 29 年 7 月から 30 年 6 月まで委嘱する一般社団法人千葉県社会福祉士会選挙管理
委員の公募について、承認いただきたい。

- 会員外理事 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 山下 興一郎様 ご紹介、ご挨拶。

5. 議事録

- 出席者及び資料の確認
・ 樽林事務局次長より、第 2 回理事会、現在、理事会出席者 15 名。2 名遅れているが、定款
第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料確認。

○ 渋沢会長から開会挨拶及び三役会報告

- ・ 6月18日で、就任して丸1年が経ち、2年目になりますのでよろしくお願ひします。
- ・ 松戸事業の件については、議事の方でお話しする。
- ・ 事務局員の増員は、8月より採用決定。
- ・ 6月17日（午前）関東甲信越ブロック連絡協議会出席、総会のあり方についての議題で、東京・神奈川・埼玉・千葉・茨木・栃木・群馬・長野・山梨・新潟の中で代議員制なのは、神奈川と千葉のみ、東京のように3千人を超える会員がいるところでも委任状をとって行っている。神奈川でも、なり手がいない等、課題は千葉と同じである。今後、代議員制の事については引き続き、会員の皆様と検討していく必要がある。
- ・ 会員管理の移行については、今後の日本会の様子を見ながら対応していく必要がある。
- ・ 6月17日（午後）日本社会福祉士会総会出席、今まで日本会会長 鎌倉様が退任、理事役員改正で大阪の方が就任されることになった。
- ・ 苦情対応のガイドラインが承認、千葉会でも体制など参考にしていく。資料は事務局保管。
- ・ 未成年後見の保険について8月1日より運用が出来る方向で準備が進められている。
- ・ 成年後見の利用促進について、各都道府県の社会福祉士会で担当窓口を決めるという話も出ている。
- ・ 日本社会福祉士会では認定社会福祉士を増やす考えを持っている。理事・会員の皆さんの必要に応じて進める。
- ・ ソーシャルワーカー関係団体のあり方について、社会福祉士会・MSW協会・PSW協会・日本ソーシャルワーカー連盟があり、その4団体で全国の組織として一緒になっていくような取組を始める動きが日本社会福祉士会から提案されている。
- ・ 6月千葉県の三団体連絡協議会出席、話の中で、MSW協会とは（社会福祉士の資格を持っている方が大半）今後一緒にやっていくことが多いのではないか。県の社会福祉センターが建て替えの話があり、平成33年頃運用開始予定、社会福祉士会事務所、MSW協会・PSW協会も一緒に入れるような取組を具体的にやっていければいいと思う。

○ 各委員会報告事項に対する質疑

（総務委員会 企画部会）

- ・ 資料のとおり。

（総務委員会 広報部会）

- ・ 点と線の発行7月26日発送予定で進めている。同封物は、7月4日までに事務局へデータを送付。

（研修委員会）

- ・ 資料のとおり。

質疑：渋沢会長より

- ・ 日本社会福祉士会で、基礎研修の一部でEラーニングの準備をしているという話があり各都道府県で意向を教えて欲しいと言う話があったが。

説明：

- ・ 研修が1年を通してなので、県によっては、研修（会場）に続けていくのが難しい等の意見があり、希望が多いとのこと。
- ・ 日本社会福祉士会からEラーニングのアンケートが来ているが、現在は思案中。

(司法福祉委員会)

- ・今回の刑事司法ソーシャルワーカー養成講座(基礎編)の研修時間の見直しを行い、その内容について認定社会福祉士認証・認定機構に変更届を提出したが認められず、認定社会福祉士認証認定には該当しないとの連絡を受けた。すでに、認定に該当するということで周知してしまったので、申込の方には、お詫び状をだし、返金にも応じる方向。

(災害対策委員会)

- ・資料のとおり。

(松戸市居宅安定確保事業)

- ・議事の方でお話します。

(ばあとなあ千葉)

- ・6月21日に運営委員会があるので、次回第3回理事会で報告。

○渋沢会長より

補足資料「平成23年度第2回通常総会議事録」について

- ・ホームページに掲載されていないので補足資料として配布。「議案第4号 社団法人千葉県社会福祉士会定款の改正について」代議員制の議論がされている。いろいろな議論の中で代議員制が実行されたことがわかる。これはご参考まで。今後、代議員制については、機会があれば代議員の方にも意見を聞いていきたい。

議事

① 松戸事業の人員配置について (資料は7ページから)

- ・5月1日、松戸事業についての打ち合わせ。
- ・6月13日、松戸事業について担当課との打ち合わせ。
- ・昨年から1年経ち、国の事業を使っている事もあり、他の市町村の方からの事業の問合せがあるなど、松戸市より良い評価をいただいている。
- ・一方、今後は市外での施設との関わりが出て、車の運転が出来ないと厳しい。現在2名雇用契約の内、1名の方は運転が出来ない事もあり、6月末までの雇用契約についていた。今現在、募集をかけているが応募がない。欠員になるのは厳しいので、年度内の契約をお願いする予定でいる。
- ・今後、運転の出来る方を雇用した場合、今年度は3人体制で進む場合、松戸市からの委託料では納まらず、会からの持ち出しになりえる。
- ・今の段階では見通しがつかないが、雇用が決まった段階で補正予算を組み、その際は、3月総会で承認いただく。
- ・このような方向で、松戸事業の人員配置は考えている。承認いただきたい。

→承認

② 選任理事取り下げについて

- ・第1回理事会承認、就任1名について、役員選出規則第3号3条2項により取り下げを承認いただきたい。

→承認

- 岡本事務局長より
- 選任理事取り下げについて、前回の理事会で千葉県医療ソーシャルワーカー協会の江尻和貴様、皆様に会員外理事としてご承認いただいたが、江尻様は千葉県社会福祉士会の正会員であり、役員選出規則第3号3条2項に「会員外理事とは、定款第5条第1項に定める本会の正会員ではない理事をいう」とあり、会員外理事の要件に該当しないので、前回ご承認して頂いたが、取り下げさせて頂き承認いただきたい。

→承認

- 岡本事務局長より
- 今まで、千葉県医療ソーシャルワーカー協会から、会員外理事として出ていただいているが、会員外理事になっていただけそうな方の大半が千葉県社会福祉士会の正会員の方。今後はなかなか厳しいのではないかという話を先方から頂いている。今後、会員外理事をどうしていくかという所で、提案等ありましたら意見をいただきたい。
- 渋沢会長より
- 三役会の時に、千葉県医療ソーシャルワーカー協会から、理事として誰か選出しいただけないかと言うお願いしたらどうか。そうすると、他の団体にお願いしてもらうことも出来るのか。そのようなお願いをしてよいのか。

意見：

- 外部理事の役割をどういう所におくのか。
- 医療ソーシャルワーカーは、社会福祉士でなければなれないということであれば、ほとんどの方が社会福祉士の会員ということになる。
- 社会福祉士が、医療ソーシャルワーカーとして専門職で働いているという事であればそれは外部の理事というよりは、かなり専門職の形式を持った方が内部の理事になると思う。社会福祉士の会員が内部で発言することとはちょっと意味が違うと思うので、医療ソーシャルワーカーとしてのアドバイスをしてくれることが出来ると思う。
- 外部の理事を入れるという議論もあると思うが、その必要性はそれとして、医療ソーシャルワーカー協会からの理事を外部ではなく、内部の理事としてむかえるのもいいのではないかと感じる。
- 社会福祉士会と医療ソーシャルワーカーの部会みたいなのがあるといいのではないか。もっと連携があってもいいのではないかと思う。

説明：

- 渋沢会長より
- 会員外理事というのは規則で決められていて「正会員ではない理事をみる」となっているので、この文言を見直すかどうか、変えて行った方が良いのではないかと思ったので、役員会で提案させていただきたいと思う。
 - 県の三団体協議会の中で、医療ソーシャルワーカー協会とは確かに部会の話も出ていて、方向性としては可能性があると感じる。精神医療協会は資格として違うのすぐには難しいのではないかと思う。
- 岡本事務局長
- 情報提供ですが、
日本社会福祉士会ニュースの
「社会福祉士振興試験センターが（厚生労働省協力）2014年実施した就労労働調査」

高齢者福祉関係 43.7%、障害福祉関係 17.3%、医療関係（医療ソーシャルワーカー）14.7%、その他 24%（地域福祉関係 7.4%、児童母子福祉関係 4.8%、行政相談所関係 3.4%、生活保護関係 0.8%、その他 7.5%）の割合になっている。

ちなみに、社会福祉士登録者 2017.3 末現在 20 万 8261 人、都道府県社会福祉士会所属個人会員数 4 万 460 人という状況。

③ 千葉県社会福祉士会選挙管理委員会の公募について

- 平成 29 年 7 月から 30 年 6 月まで委嘱する一般社団法人千葉県社会福祉士会選挙管理委員の公募について、承認いただきたい。

○ 岡本事務局長より

- 資料のとおり、選挙管理委員会の公募をします。
- 選挙管理委員が本当に集まるのか不安もありますが。過去の状況をお聞きしたい。

○ 岡本監事より

- 5 人募集して、5 人 1 回で集まる事はほぼなく、再募集を前提としている。心当たりの方へ声をかけてきた。

- 前回は、声掛けすることなく 5 人中 4 人の応募があった。

○ 岡本事務局長より

- どうしても集まらない場合は、理事の推薦も考えていく。その場合はご協力いただきたい。

→承認

午後の総会資料「第 5 回定期総会 ご意見に対する回答」について（総会で配布する資料）

○ 岡本事務局長より

- 回答の方は、三役会で承認を得ているが、毎回意見をいただいている会員の方からである。

（配布資料内容 下記の通り）

ご意見①

- 会の活動について、会員は中身は何もしらされないまま終わる
- 会員の費用で、会の活動の代表として、役員になってもらっている意味がない
- ただ資料に書いて、報告すればいいという問題ではない
- 役員が主役ではなく、会員一人一人が主役にする方策を検討するように
- 会だけでなく、各部会にも徹底すべし

①回答

ご意見ありがとうございます。

確かに本会の活動全てを総会資料のみで説明することは困難です。現在、年 7 回開催される理事会において、各委員会・部会からの活動報告を理事会議事録にて公開しておりますが、より会員の皆様の目に留まりやすいよう工夫できるか検討させていただきます。

本会の主役はもちろん会員の皆様です。引き続き、会員の皆様お一人お一人にご協力をいただきながら、本会も成長・発展できるよう努めて参ります。

ご意見②

- 情報の中身についての公開の必要性について
- 役員の任期について

3. 倫理委員会のこと

②回答

ご意見ありがとうございます。

回答①でも述べましたように、議事録の公開方法を再検討するなどし、会員の皆様が議論しやすい環境の整備に努めます。

役員の任期は下記の規程に基づいて運用しておりますが。連続しなければ再任することは可能です。任期については他の会の状況なども情報収集しながら、理事会で検討させていただきます。

倫理及び倫理委員会のあり方について、より良い結論が導き出せるよう引き続き検討していきます。

- 委員会の設置及び運営に関する規程（規程第4号第3項）

委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4期（8年）を超えて選任されることはできないものとする。

- 「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程（規程第21号第9条第1項）

委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、連続して4期を超えて委嘱されることはできないものとする。

○ 岡本事務局長より

- ・今まで、議事録はホームページに公開しているが、資料は掲載していなかった。
- ・会員の方にもっと周知して頂くという意味で、今後は資料の公開も考えている。

意見：

- ・情報公開規程の中には、議事録を公開するとは書いていないが。

説明：

- ・公開して納得していただけるか分からぬが、会員の方に周知できるような状況にしもらいたいというご意見かと解釈したので、議事録に加え資料の公開も考えている。

意見：

- ・ご意見②の2. 役員の任期についての所は、回答が委員会の委員会とぱあとなあ千葉の任期になっているので、役員の任期も入れた方が良い。

説明：

- ・午後の総会では口頭でお伝えする。回答に関して承認いただきたい。

→承認

④ 他、資料等はないが、

○ 常陸谷理事より

- ・皆様、各々委員長をしておりますが任期を確認しているか。

○ 岡本事務局長より

- ・各委員会について委員の任期について確認していただくように。

○ 常陸谷理事より

- ・公益目的支出事業についてうかがいたい。

- 岡本事務局長より
 - ・ 社団法人から一般社団法人に移行するにあたり、持ち越した資産は、計画的に公益の目的で使用しなければならない。それが、ぱあとなあ千葉と災害事業で使用できるとなつてているが、今の段階ではうまく使えていない。三役会でもまだしっかりと把握していないので今後話し合わなければならぬ状況。進捗状況が出てきたら皆様にお話しをしたい。
- 渋沢会長より
 - ・ もっと別の所でも使えないか。例えば、昨年開催した「こども食堂」とか、今後相談していきたい。今後、会計事務所の方、県の担当の方と相談していきたい。有効に使っていきたい。
- 奥野副会長より
 - ・ 26年度、事務局で（急遽）会計を担当した時、県の方から、公益目的支出事業の報告をされていない、と連絡を受けた。社団法人から一般社団法人に移行した時の利益を13年かけて公益目的に支出した会計報告を毎年出すように言われた。実際の収支は、黒字でも赤字でも構わない。ただ公益支出は赤字ということで13年かけて使わなければならぬと説明があった。
 - ・ 公益目的で使用できるのは、ぱあとなあ千葉と災害事業であった。
 - ・ 13年かけて使用できない場合は、変更届を出す必要があるということなので、その時は、見直しも必要になる。
 - ・ 今後、公益目的というのがどの部門にあたるかも話し合いが必要だと思う。
 - ・ 今まで、3、4回は報告しているので、今後の見直しはこれからになる。
- 事務局員より
 - ・ 今まで公益目的支出計画実施報告後の残高の報告をしていない。総会終了後、決算報告が承認された後で、公益目的支出計画実施報告を行う。その報告資料を理事会で皆様に報告できたら、皆様も把握できるのではないか。
- 岡本監事より
 - ・ 補足説明ですが、旧法人から一般社団法人に移行の時点で正味財産に相当する額を通常の一般社団法人に移行後、計画的に公益の目的に使用しなければいけない。
 - ・ 公益事業と共益事業を厳密に分けなければいけなかつた。会員向けの研修は、主に会員に対しての研修は赤字であつても公益には入れられなかつた。例えば、司法福祉ソーシャルワーカー養成研修、ぱあとなあ千葉の養成研修、フォーローアップ研修なども公益に入れられなかつた。今の事業の中で公益に入れられたのは、災害の派遣事業とぱあとなあ千葉の電話相談事業、出張相談だけだつた。
 - ・ 最初、県に出した時は平成54年までとして出ましたが、長すぎるとの事。一般的には10年以内と言われたが、13年にしてもらった。

意見：

- ・ 電話相談は公益事業になるのか。

説明：

- ・ 公益事業と言うのは、広く会員外の千葉県民を対象とした事業。電話相談は、会員外の一般の方の相談を受ける、成年後見の相談を受け情報提供をするので対象になる。
- ・ 災害も（千葉県外の場合も）、会員が被災地に出向いて専門知識を提供するので対象になる。

- 渋沢会長より
 - ・ 年度内中には、県の担当の方と話し合いをしていきたい。
 - ・ 現状では、何が公益事業にあたるかの理解ができていないので、資料があれば次回の理事会で話し合いたい。
- 渋沢会長より
 - ・ 資料を見ながら進めた方がわかりやすいと思うので、来月の理事会で進めたい。
- 奥野副会長より
 - ・ 公益目的支出計画利用実施報告ですが、県の報告書に中に毎月ぱあとなあ千葉と災害に対して1年ごとにこれだけ赤字にするよう数字が入っている。決算書を見ると収入と支出が近い数字になっていたが、今後、事業の見直しという意味で、公益目的等確認しながらやっていくべきだと思う。
- 樽林事務局次長より
 - ・ この件に関しては、次回7月の理事会で、会全体として公益事業を考えていか議論していただくことになる。

午後の総会について

- 岡本事務局長より
 - ・ 代議員23名出席、正会員3名出席予定。
 - ・ 1号2号3号の議案がある。
 - ・ 議長は、前回に引き続き竹嶋事務局次長が行う。
 - ・ 司会進行は、奥野副会長が行う。
- 樽林事務局次長より
 - ・ 今回は意見交換の場として、総会の後に代議員さんとの名刺交換会の予定。理事の皆様もぜひ参加していただきたい。
- 山口(定)監事より
 - ・ 午後の総会では、事業報告、決算報告を終わった後で、監事監査報告をさせていただきます。報告書は書面で予め配布してあると思うので、その内容を読み上げていきます。
 - ・ 5月14日に事務局で監事監査を行い、その際に口頭でお話ししたところを報告していく。
- 岡本監事より
 - (お詫びと訂正)
 - ・ 公益目的支出計画のところで、今手元にある2012年のファイルを見ると最終版ではない平成54年までの計画で作っていたと思いますが、ぱあとなあ千葉が事業全体でひとつくりになっていて成年後見養成講座及び受任者支援と相談事業の実施と講習会の3本立てで出していたのでこれが県で通っているか書類を再度確認する。
 - ・ 先程、外部理事のお話が出ていて調べなおしたら、社会福祉士会の定款に外部理事という言葉が残っているが、一般社団法人法から外部理事という言葉が平成26年改定で消えている。
 - ・ 会員外理事という言葉は法律上ない。外部役員等となっている。定款には、会員外理事となっている。定款17条2項に(法人法第115条第1項の外部役員等をいう)文言が入ってしまっているので直していただきたい。